

特定非営利活動法人羅臼スポーツクラブらいず 細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人羅臼スポーツクラブらいず定款(以下「定款」という)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の構成)

第2条 本クラブの会員は次のとおりとする

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会したアダルト・シルバー会員
- (2)準会員 この法人の目的に賛同して入会したジュニア会員
- (3)賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体

(会費)

第3条 本クラブの会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(保険の加入)

第4条 本クラブの会員は、スポーツ安全保険に加入する。

- 2 会員の活動中の事故にあつては、スポーツ安全保険の対象範囲内で対応する。
- 3 クラブはその活動中の傷害について、応急処置はするがそれ以上のことはできない。

(自己の責任)

第5条 本クラブの活動に際して、会員は本クラブの諸規定、施設管理責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害等の事故が起っても、本クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償の請求はしない。

(運営機関)

第6条 本クラブ事業運営のために機関として運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に専門部会を置く。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は役員・職員及び会長が正会員の中から委嘱した運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は必要に応じ会長が招集し議長となる。
- 3 運営委員会は次の事項を審議する。
 - (1)理事会に付議すべき事項

- (2)理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4)専門部会に関する事項

(専門部会)

第8条 円滑な運営を図るために運営委員会に次の専門部会を置く。

- (1)イベント部会(イベント等に関する企画・運営)
- (2)教室・定期活動部会(各教室、定期活動に関する企画・運営)
- (3)アウトドア部会(アウトドア事業に関する企画・運営)
- (4)羅臼町COT実践研究部会(通称:RACOT)(コーディネーショントレーニング研究普及活動)

- 2 専門部会は必要に応じて部会長が召集する。
- 3 会長は、運営委員以外に必要に応じて専門部員を委嘱することができる。
- 4 専門部会は必要に応じてその他の部会を置くことができる。

附則

- 1 本細則は本クラブ平成 24 年 4 月 9 日より施行する。
- 2 本クラブの発足当初の役員・職員・運営委員は、次に掲げる者とする

会長	平原 英雄
副会長	宮腰 實
同	松岡 憲二
理事	渡辺 憲爾
同	遠嶋 伸宏
監事	濱松 幸保
同	村椿 洋輔
クラブマネジャー	岡部 雅美
会計	川村 吉満
運営委員	豊田 麻美
同	武田 千代美
同	高村 一秀
同	石崎 佳典
同	今泉 亮人
同	野 喬暢
同	松崎 博幸
同	福田 一輝
同	草間 健一
同	斉藤 啓次

同	森島博美
同	松澤信幸
同	魚津ひとみ
同	松岡昌子
同	池端せい子
同	中尾佳代子
同	吉田盛一
同	丸山晃

3 本クラブ設立当初の運営委員の任期は、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

4 本細則は、平成 25 年 4 月 9 日に改正し、施行する。

■年会費一覧

ジュニア (幼児～中学生)	アダルト (高校生以上)	シルバー (65 歳以上)	ファミリー
900円 (保険料別途 800 円)	2,400円 (保険料別途 1,850 円)	1,700円 (保険料別途 1,000 円)	4,500円 (保険料別途)

・ファミリー区分は夫婦、アダルトとジュニアで構成される家族が対象。

■運営組織図（平成25年4月改訂）

